

資料4

添付資料2

資料7-1-1

(1)実用発電用原子炉の設置・運転等に関する規則に対する御意見への考え方(案)

平成25年5月

<p>▶ 許可を要しない変更点のリストが列挙されるが、事後チェック型の許認可ができるほど、原子力発電は悠長なものではない。基本的には全ての変更を規制庁に事前申告させ、管理すべき。</p>	<p>いては、その擾乱により電力の供給が喪失しないことを新たに要求しており、この点に係る審査の実績がないことから、変更届出の対象としていません。</p> <p>▶ 本条は、30日以内に変更内容が災害の防止上支障がないことが確認できる、軽微かつ実績があるものを規定しています。なお、本規定に基づく届出が受理された日から、30日を経過した後でなければ、届出に係る変更是できないこととなっており、その間に基準への適合性を審査し、基準へ適合していないと認める場合には、届出の内容の変更や中止を命ずることとなります。</p>
---	---

### 3. 工事の計画の認可を要しない工事について

#### 第八条

御意見の概要	考え方
<p>【廃止措置対象施設の工事計画認可について】</p> <p>▶ 廃止措置対象施設に係る解体工事は従来どおり工事計画認可の対象外でよい。また、その旨規則に明記いただきたい。</p>	<p>▶ 廃止措置の一部である原子炉施設の解体は、原子炉の存続を意図したものではなく、原子炉施設を構成する個々の施設・設備を取り壊して、原子炉施設の機能をなくすものであり、原子炉施設の解体後は原子炉施設ではなくなります。このため、原子炉施設の解体は、原子炉施設の変更の工事に該当しないので、工事の計画の認可や届出の対象とはなりません。</p> <p>一方、原子炉施設として使用する施設の新設等を行う場合の工事については、工事の計画の認可や届出の対象となります。</p>